

ETC | 船舶所有者の責任とデータ(2026年6月)

はじめに

ETC は、マグロ漁船の漁師の生活向上を目的とした、市場主導型のマルチステークホルダー・イニシアティブです。この目的を達成するため、ETC はサプライチェーンのあらゆる段階におけるバイヤーと船主との連携を強化し、船主が改善策を実施できるよう支援することを目指しています。ETC の最初の5年間の優先事項は、1) 契約条件に基づく賃金の適時支払い、2) 雇用主負担の採用手数料、3) 船上での漁師の Wi-Fi 利用、および 4) 漁師が利用可能な効果的な苦情処理メカニズムの確保です。

本書は、ETC に参加する船主が享受できるメリットと負う責任について、船主が ETC に年次報告するデータを含めて説明しています。

メリット

船主にとって、ETC への参加によるメリットは以下の通りです。

- 改善策の実施に対する支援。
 - 研修、オンラインリソース、および/または技術支援へのアクセス
 - 財政支援（例えば、助成金や低利融資など。詳細は 2026 年後半に決定予定）へのアクセス
- 米国およびその他の市場のバイヤーからの期待に対する理解の深化と、その期待に応える能力の向上
- 漁業者への成果向上を実証したことに対する市場からの評価

船舶所有者の責任

1. 所有する船団の全船舶について、ETC に年次報告

船舶所有者は、所有するすべての船舶について、ETC の指標に基づき、必要な証拠を添えて年 1 回報告を行うことを約束します。詳細については、本書の「[船主からのデータ](#)」のセクションをご覧ください。

理由：船主からの年次報告により、ETC はベースラインを確立し、改善の実施における船舶の進捗状況を追跡することが可能になります。

2. 長期的に、ETC の優先事項における改善を実施すること

船舶所有者は、ETC の 4 つの優先事項の達成に向けて継続的な進展を図ることを約束します。

理由：ETC の目標は、サプライチェーン全体において、マグロ漁船の漁師の労働条件を大規模に改善することです。しかし、ETC は、優先事項の中にはより迅速に達成できるものもあれば、より多くの時間と労力を要するものであることも認識しています。漁師の労働条件の改善を推進し、持続させるためには、バイヤーと船主による継続的な関与と努力が必要となります。

船主からのデータ

ETC は、船主からのデータと、第三者（国際持続可能な水産物財団（ISSF）の[船舶リスト](#)やグローバル・フィッシング・ウォッチ（GFW）の[船舶ビューアー](#)など）および労働者主導の情報源からのデータを統合する。ETC は、他の情報源から入手できないデータについてのみ、船主への提供を求める。

以下の表は、船主が報告するデータを、強制労働のリスクを評価するための**基本情報**と **ETC の 4 つの優先事項に関する情報**の 2 つのカテゴリに分けて示したものです。船主は、回答内容に関する裏付けとなる書類を提出することになります。

ETC がこのデータを収集する目的は、1) 基準値を確立し、船舶レベルでの改善状況を追跡するため、2) ETC のリソースと重点項目が、時間の経過とともに変化するリスク領域と整合するようにするためです。

以下の表を作成するにあたり、ETC は国際的な人権および労働権基準（[ILO の強制労働指標](#)など）、NGO のリソース（Fishery Governance Project の『[水産物サプライチェーンにおける企業の義務の定義：工業用漁船における IUU 漁業および労働権侵害の防止](#)』など）、[ならびに GDST の「基本普遍リスト」](#)および今後発表予定の「社会的説明責任拡大フレームワーク」を幅広く参照しました。

基本情報

ETC に参加するすべての船舶所有者は、自社の船隊に属する各船舶について、以下の情報を提供することになります。

データカテゴリー	KDE または指標
船舶識別情報	船舶名
	一意の船舶 ID (IMO 番号が望ましい)
	海上積み替え：(Yes/No) 「Yes」の場合：積み替え船舶名および UVI、または積み替え日
最終的な実質的所有者	会社名
	会社登録番号
	会社住所

人権方針	<p>一般に公開されている人権方針：(Yes/No)</p> <p>「Yes」の場合：貴社の人権方針は、ILO 第 188 号条約に完全に準拠していますか？(Yes/No)</p> <p>すべての漁師が、報復からの保護を受けつつ、海上において毎日無料で、プライバシーが守られ、安全な Wi-Fi を利用できることを保証していますか？(Yes/No)</p> <p>(行動規範に代わるものとして) 方針の運用および実施について定めているか (Yes/No)</p>
乗組員の下船	乗組員が下船した港／乗組員交代が行われる港
第三者基準／認証／規制管理／プライベートラベル評価	<p>認証または独立した社会的評価／監査：(Yes/No)</p> <p>「Yes」の場合、以下から選択：責任ある漁船基準（RFVS）、乗組員のための FISH 基準、持続可能なサプライチェーン・イニシアティブ（SSCI）、その他 [リスト]</p>
第三者評価（プライベートブランド評価、社会監査、人権リスク評価など）	<p>独立した社会評価／監査：(Yes/No)</p> <p>「Yes」の場合、以下から選択：シーフード・タスクフォース、社会的責任評価（SRA）ツール、プライベートブランド評価、その他 [リスト]</p>
乗組員データ	労働者の国籍
	労働者の年齢
離職率	年間乗組員離職率
	契約完了率

ETC の 4 つの優先事項に関する情報

船主は、自社の船隊に属するすべての船舶について、ETC の 4 つの優先事項の各項目に関連する情報を提供します（青色の欄）。ETC は最初、より深い改善と能力構築支援を行うため、台湾船籍の船舶を優先対象としています。そのため、台湾船籍の船舶の船主は、追加情報も提供します（黄色の欄）。いずれの場合も、船主は適切な裏付け書類（ここでは記載されていません）も提出します。

成果	指標 - 全船舶	追加指標 - 優先サプライチェーン船舶
ETC の優先事項：契約条件に基づく賃金の適時支払い		
すべての漁師が、契約上の賃金支払条件に規定された通り、全額の賃金を期日通りに	理解できる言語で書かれた契約書を所持している漁師の割合（文盲の場合の追加条項を含む）	契約書の写しおよび給与明細書を受け取っている漁師の割合

受け取っている。	契約条件に基づく賃金支払いの頻度： A. 月1回 B. 漁期終了後 C. 3ヶ月ごと D. その他（具体的に記入）	漁師は誰と契約を結んでいますか？ A. 船主 B. 受け入れ国の採用エージェント C. その他（具体的に記入）
	契約の賃金支払条件に規定されている通り、基本給およびその他の種類の賃金を含め、全額支払われている漁師の割合	漁師への給与の支払いは誰が行うか？ A. 船主 B. 受け入れ国の採用エージェント C. 船長 D. その他（具体的に記入）
	給与明細に控除がある漁師の割合；控除の種類を明記（例：サービス料）	
	[為替レート操作のリスクを評価するためのプレースホルダー]	
すべての漁師が、ITF/ILOの最低賃金基準および／または関連する国内の最低賃金法を満たす、あるいはそれを上回る賃金を受け取っている。	TBD	旗国の最低賃金およびILOの健全な船員に対する統合賃金のうち、いずれか高い方の水準に準拠した賃金が支払われている漁師の割合
ETC 優先事項：雇用主負担の採用手数料		
船主は、「雇用主負担の原則（EPP）」を遵守し、漁師が支払った採用手数料および関連費用の返還を含む措置を講じることを約束する。	バイヤー／貿易業者は、漁船所有者に対し、漁師への加入費および／または関連費用の返済を約束することを含むEPP方針を伝達する。	
	船主はEPP方針を保持している	
	人材紹介会社のリスト：名称、免許番号、および公的／民間の区分	

船主は「雇用者負担の原則（EPP）」を実施する。	人材紹介業者との契約には以下が含まれる： 1 - 船主および漁師が支払う費用の一覧 2 - 漁師が支払うべきものは法的に義務付けられた手数料のみである旨の条項 3 - 漁師が違法な手数料を支払ったことが判明した場合の契約解除条項	
	[船主が法的に義務付けられた手数料のみを支払うことを示すためのプレースホルダー]	
漁師は違法な仲介手数料や関連費用を一切支払わない。	控除が記載された漁師の給与明細書の割合；控除の種類を明記（例：サービス料）	
	保証金（またはその他の賃金留保）の支払いが記載された漁師の給与明細書または契約書の割合	
	船舶運航者から出航前融資を受けている漁師の割合	
	漁師が自己負担した採用手数料および関連費用の払い戻しを受けている漁師の割合	
ETC の優先事項：船上での漁師の Wi-Fi 利用		
すべての漁師は、海上で毎日、無料で、プライベートかつ安全な Wi-Fi を利用できることが保証されており、報復行為からの保護も受けられる。	船舶に Wi-Fi 機器が設置されている	乗組員 1 人あたりの月間平均データ割り当て量 [最低 3GB/漁師/月]
	船舶に個々の Wi-Fi 利用状況を継続的に検証する仕組みがある（例：スマートボックス）	乗組員 1 人あたりの月間平均データ使用量
	海上での Wi-Fi アクセスを保証する契約（報復禁止条項を含む）を結んでいる漁師の割合	
	Wi-Fi へのアクセスおよび報復禁止について研修を受けた乗組員（船長を含む）の割合	

ETC 優先事項：漁師による効果的な苦情処理メカニズムへのアクセス		
すべての漁業従事者は、海上を含め、報復からの保護が確保された効果的な苦情処理制度を利用できる。	苦情処理メカニズムが船内で周知されている（例：目立つ場所に QR コードを掲示）	
	苦情処理メカニズム／運営者のリストおよび連絡先情報	
	苦情処理メカニズムへのアクセスに関する研修を受けた漁師の割合	
	乗組員委員会（または指名された代表者）が苦情を収集し、漁師に代わって是正措置について交渉する	
	[プレースホルダー：船主によって報告され、裏付けとなる文書を用いて検証可能な、報復がないことを示す指標]	

賃金支払いおよび採用手数料に関する優先事項について、ETC は、漁師の成果に関する指標を特定・収集するため、実証済みおよび新たなベストプラクティスとの整合を図っています。これには、[IKAN（賃金支払いおよびデジタル契約追跡プラットフォーム）](#) など、ETC イニシアチブに関連するパイロットプロジェクトからの知見の活用や、「雇用主負担」方式による採用の実施を検証する既存のプラットフォームの活用が含まれます。

台湾船籍の船舶については、ETC は現地の実施団体との連携を通じて、漁業者からの追加情報を統合します。労働組合やその他の漁業者代表団体からの情報を優先的に取り入れます。この情報は、船主からの情報を照合・検証するために活用されます。今後、IKAN や、場合によってはその他の信頼できる労働者主導のデータ源が大規模に導入されるにつれ、ETC は、漁師の成果を特定の船舶や船舶グループと直接結びつけることができる労働者主導のデータを、ますます活用していくことになる。